

費用の一部を給付します
高齢者のはり・きゅう・マツ
サージの施術費

困 介護福祉課

高齢者がはり・きゅう・マツサージの施術を受けた場合の費用の一部を次のとおり給付しています。

対象者 次の全てに該当する人

- ▼65歳以上で市の介護保険被保険者
- ▼施術を開始した日の要介護状態区分が要支援1以上の人の人
- ▼介護保険料の滞納がない人の人
- ▼市の指定した施術所(※)で、おおむね週1回の施術を連続して12回受けた人

※困介護福祉課または利用している施術所に確認してください。

対象費用 施術に要した施術費および往診料(医療保険適用外のものに限る)

給付金額 対象費用のうち、最終の施術から遡って3回分の費用の合計額。ただし、上限額は下表のとおりです。

申請方法 困介護福祉課または市の指定施術所にある申請書の表面に必要事項を書いて、裏面に施術所から施術の証明を得た上で、介護

保険被保険者証を提示して提出してください。
提出先・問い合わせ先 困介護福祉課 ☎23・9660番 FAX26・1768番

対象費用の区分	施術1回当たりの上限額	1年度当たりの上限額
施術費	3,000円	9,000円
往診料	1,800円	5,400円

地産地消のための野菜をつくる生産者を支援します

困 農林水産課

地産地消を推進するために市内の学校給食や病院給食などで消費される野菜をつくる市内生産者が、農業用機械の導入や施設の新設などにより生産・出荷量を増やす場合に、その経費の一部を助成します。
対象者 市内で野菜の生産と出荷の実績がある農業者で、次の①、②のいずれかを満たす人

- ①個人の農業者
- ②生産者グループや営農組織(法人を含む)

助成金額

- ①学校給食向け野菜出荷の取り組みは、最高2分の1
- ②①以外の取り組み(病院給食や「地産地消の店」への野菜の出荷)は、最高4分の1

※「地産地消の店」 湖東定住自立圏地産地消推進協議会が認めた事業者で、地元食材の消費拡大に協力する店舗のことです。

対象事業の期限 平成29年3月31日(金)

受付期間 12月15日(木)～平成29年1月13日(金)

その他 対象者の要件や助成率など、詳しくは彦根市ホームページでご確認ください。

お問い合わせ先 農林水産課 ☎30・6118番、FAX24・9676番



平成29年度
入札参加申請の受付

困 契約監理室

平成29年度に彦根市が発注する「物品供給等」その他委託等業務」「測量・建設コンサルタント等業務」「建設工事」の入札などに参加を希望する人を対象に、入札参加資格審査申請の受付を次のとおり行います。

受付期間 次の各期間内の月・火・水曜日

▼物品供給等 平成29年1月10日(火)、同11日(水)

▼測量・建設コンサルタント等業務 平成29年1月25日(水)～2月1日(水)

▼建設工事 平成29年2月6日(月)～同22日(水)

対象 「その他委託等業務」と同じ

▼測量・建設コンサルタント等業務 平成29年1月25日(水)～2月1日(水)

対象 「その他委託等業務」と同じ

▼建設工事 平成29年2月6日(月)～同22日(水)

対象 「その他委託等業務」と同じ

▼測量・建設コンサルタント等業務 平成29年1月25日(水)～2月1日(水)

対象 「その他委託等業務」と同じ

▼建設工事 平成29年2月6日(月)～同22日(水)

対象 「その他委託等業務」と同じ



30分、午後1時～同4時

受付場所 困契約監理室市役所別館2階

申請書などの交付場所・開始日 困契約監理室の窓口 平成29年1月5日(木)

※彦根市ホームページからダウンロードすることもできます。

申請方法 市内・準市内業者は、困契約監理室に書類を持参して申請してください。

市外業者(県内・県外業者)は、郵送でも受け付けます。

受付期限は、各受付期間の最終日(当日消印有効)です。

注意事項 受付期間内に申請がない場合は、平成29年度の入札参加資格が得られません。資格の期限切れに伴う通知は行いませんので、ご注意ください。

お問い合わせ先 困契約監理室 ☎52278501 元町4-2 ☎30・6110番、FAX22・1397番

平成27年度
経営改革の取り組み

困 企画課

彦根市は、「持続可能な財政基盤の確立に向けた今後の取組方針」に基づき、「財政運営の健全化」、「歳入確保策の積極的な展開」、「効率的・効果的な行政体制の整備」を三本柱に「持続可能な財政基盤の確立」を最重要課題として取り組んでいます。

この取り組みの主なものをお知らせします。

投資事業の精査と債務の適正な管理

計画したままで事業に着手できていない都市計画道路について、必要性を再検証したうえで存続、計画の見直し、廃止を選別する検討を行い、平成27年度は2路線の廃止を決定しました。

職員提案による業務改善

組織の活性化や業務効率の向上を目指すため、職員が日常業務を遂行する上で気付いたことや、より効率的な仕事の進め方などを職員提案として募集し、所属単位で最も成果が期待できる取り組みを各所属で決定し、実践しました。

自主財源の発掘

井伊直弼公生誕200年祭

の開催にあわせ、通常の共通セット券(彦根城・玄宮園・彦根城博物館)を拡充、埋木舎・夢京橋あかり館(まちなか博物館)も併せて周遊できるバスポート券を発売し、歳入の確保を図りました。

未収金対策の強化

市が保有する債権について適正な管理を行うことで未収金の縮減に努めました。

民間活力の活用

障害のある人からの相談件数の増加や、相談内容の複雑・専門化に対応するため、地域での相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの委託設置と、委託相談支援事業所を拡充し、相談機関の専門性を高め、体制の充実を図りました。

お問い合わせ先 困企画課 ☎30・6101番、FAX22・1398番

国民年金保険料の納付には口座振替を

彦根年金事務所

国民年金保険料は、日本年金機構から送られる納付案内書などにより、毎月の保険料を翌月の末日までに納めていただくことになっています。保険料の納め忘れがあると、

将来受け取る「老齢基礎年金」の額が少なくなったり、場合によっては年金が受けられなくなる可能性があります。また、万一のときに「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」が受けられなくなる可能性があります。

そこで、便利で安心な口座振替の利用をお勧めします。

口座振替にすると、毎月、納めに行く時間と手間がかからず便利で安心です。

口座振替の中には、次の割引のあるお得な振替方法もあります。

▼当月末に口座振替することにより、月々50円引きされる「早割制度」

▼現金納付よりも割引額が多い「2年前納」、「1年前納」、「半年前納」

申し込むには、口座振替納付申出書に必要事項を記入・押印(金融機関の届出印)して近くの年金事務所に持参するか、郵送してください。口座のある金融機関窓口でも申し込むことができます。

※前納を希望する場合は、2月末までに申し込んでください。

お問い合わせ先 彦根年金事務所 所国民年金課 ☎23・1114番、FAX23・9033番

認知症カフェでほっとひといき

認知症の人やその家族、認知症に関心のある人などが集まり、語らう場所として市内2か所の認知症カフェがオープンしています。どなたでも気軽にお越しください。医療福祉の専門職に相談することもできます。

New open!

▶HOT カフェnde (ほっとかへんで)元町
開催日時 第1・第3水曜日 11:00～14:30
場所 コーヒーハウス アップルジャム(元町)
連絡先 コーヒーハウス アップルジャム ☎24-3326

▶HOT カフェnde (ほっとかへんで)銀座
開催日時 第2月曜日、第4水曜日 10:00～14:30
場所 小さな銀座(銀座町)
連絡先 特定非営利活動法人 喜房会 ☎26-3135
※開催日時は変更する場合があります。

お問い合わせ先 困医療福祉推進課 ☎24-0828、FAX24-5870



市立病院救急センター
インフルエンザ検査は行っていません

市立病院救急センターでは、重症患者の診療に力を注ぐため、原則としてインフルエンザウイルスの感染を確かめる検査は行っていません。検査を希望する人は、次の医療機関を利用してください。

インフルエンザ検査ができる医療機関

- ▶市立病院内科(総合診)、小児科
診療受付時間 月～金曜日(祝日を除く) 8:00～11:00
- ▶彦根休日急病診療所
診療受付時間 日曜日・祝日・年末年始 10:00～18:30
- ▶かかりつけ医(診療所)
お問い合わせ先 市立病院医事サービスセンター ☎22-6050(内線1262)、FAX22-6331